

日本と英国における国際共同学位プログラム
(ジョイント・ディグリー・プログラム) に関する一考察

ロンドン研究連絡センター

亀澤 剛

1. はじめに

グローバル化の進展を背景に、国を越えた学生・教職員の流動化や大学間における共同教育プログラムの構築など、世界規模で高等教育の国際化が進んでいる。とりわけ異なる国の高等教育機関が連携する国際共同学位プログラム¹は、学生の相互交流（派遣・受入れ）を加速させ、複数又は共同の学位の授与をもって学生の雇用可能性を高めるとともに、プログラムを契機とした教職員の交流促進や国際共同研究の開始など、関係大学の国際化を推し進め、国際競争力を高める有効な手段の一つとして、広く世界各国の高等教育機関で展開されている。

我が国においても、文部科学省の「大学における教育内容等の改革状況について（平成 25 年度）²」によると、平成 25 年度時点で既に全国 156 校の大学が、海外の大学との間で大学間交流協定に基づく「ダブル・ディグリー³」を実施しているとの調査結果が公表されている。また、平成 26 年 11 月 14 日、日本の大学と海外の大学が共同で教育課程を編成し、共同で単一の学位記を授与する「ジョイント・ディグリー」の実現を目的とした「国際連携教育課程制度」が、日本の法制化で新たに施行された⁴ことを受けて、平成 27 年には、名古屋大学大学院医学研究科がオーストラリアのアデレード大学健康科学部と日本初となるジョイント・ディグリー・プログラム⁵を設置したところである。スーパーグローバル大学等事業⁶など政府の支援を受けて、今後も多くの大学が海外大学との教育連携を深めていくことが予想される。

一方、先行する欧州諸国では、欧州共同体（EC）（現 欧州連合（EU））加盟国間における高等教育の国際連携を目的として、学生・教職員の交流や共同教育カリキュラムの開発を促進した 1987 年のエラスムス計画（ERASMUS: The European Community Action Scheme for the Mobility of University Students）、欧州レベルの共通した学位・単位制度の導入等、一つの欧州高等教育圏（EHEA: European Higher Education Area）の確立を目的とした 1999 年のボローニャ宣言以降、30 年余りの長きに亘り、欧州圏内を中心に大学間の国際共同教育・学位プログラムの開発・設置・運営を促進する取組を積み重ねている。

本稿では、今後、日本の多くの大学で導入が見込まれる国際共同学位プログラム、とりわけジョイント・ディグリー・プログラムについて、日本及び英国（一部欧州含む）の制度や取組事例に関する情報収集や機関担当者への聞き取り調査の結果を介して、プログラムそのものの在り方や、両国においてプログラムを設置・運営する際の留意点や課題について考察を加えたい。

¹ 国際共同教育プログラムについては、ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー、デュアル・ディグリー等様々な名称やプログラムの形態がある。定義については「2. 定義」で改めて説明する。

² http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/1361916.htm（平成 27 年 12 月 7 日アクセス）。156 校の内訳は、国立大学 44 校、公立大学 10 校、私立大学 102 校。プログラムを通じた日本からの派遣学生数は 765 名（国立大学 78 名、公立大学 3 名、私立大学 684 名）、受入学生数は 2,744 名（国立大学 461 名、私立大学 40 名、私立大学 2,243 名）

³ 調査上は、「我が国と外国の大学が、教育課程の実施の実現や単位互換等について協議し、また、教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれの学位を授与する形態」と定義されている。

⁴ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/036/siryu/attach/1354223.htm（平成 27 年 12 月 7 日アクセス）



⁵ <http://www.med.nagoya-u.ac.jp/medical/1740/010040.html>（平成 28 年 1 月 5 日アクセス）。また、東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科とチリ大学国際連携医学系専攻（チリ）、チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻（タイ王国）とのジョイント・ディグリー・プログラムも時期を同じくして設置が認可され、平成 28 年度より学生募集を開始予定
<http://www.tmd.ac.jp/faculties-news/jd/index.html>（平成 28 年 1 月 11 日アクセス）

⁶ http://www.jsps.go.jp/j-sgu_ggi/index.html（平成 28 年 1 月 5 日アクセス）。高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、世界トップレベルの大学との交流・連携等国際化を進める大学を重点支援する事業。「スーパーグローバル大学創生支援」の計画書、取組概要では、多くの大学が海外大学とのジョイント・ディグリーの設置を謳っている。

2. 定義

国際共同学位プログラムは、その形態に応じて、ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー、デュアル・ディグリー、共同学位、複数学位など、他の類似の用語も含めて様々な名称が付けられており、国内外においても同様ではない。しかしながらここに、日本及び英国（欧州）において指標となる定義を紹介したい（表 1 参照）。

表 1：日本と英国（欧州）における国際共同学位プログラムの定義

	日本 ⁷ 	英国（欧州） ⁸ 
ジョイント・ディグリー Joint Degree	連携する大学間で開設された <u>単一の共同の教育プログラム</u> を学生が修了した際に、当該連携する複数の大学が <u>共同で単一の学位</u> を授与するもの。	<u>共同教育プログラム</u> を提供する高等教育機関によって授与され、当該プログラム修了の証として法的に認められる、 <u>単一の学位記</u> のこと。
ダブル・ディグリー Double Degree	複数の連携する大学間において、 <u>各大学が開設した同じ学位レベルの教育プログラム</u> を、学生が修了し、各大学の卒業要件を満たした際に、 <u>各大学がそれぞれ当該学生に対し学位を授与するもの</u> 。	<u>共同教育プログラム</u> を提供する高等教育機関が、当該プログラム修了の証として授与する、 <u>2つの学位</u> のこと（各国の法制上の制約により、各機関がそれぞれ当該学生に対し学位を授与する場合等が想定される）
デュアル・ディグリー Dual Degree		2つの高等教育機関が、 <u>別々のカリキュラム</u> 修了の証として授与する、 <u>2つの学位</u> のことであり、それぞれの機関が自らの学位に関する責任を有する（ <u>カリキュラムの一部に共同性が見られるものの、本質的には独立したプログラム</u> を各機関が提供）

英国（欧州）においては、学位の単一性、共同教育プログラムの有無の二つの要件を基に、国際共同学位プログラムを三つに分類する一方、日本では、「単一の学位＝共同教育プログラム」という制度上の原則に即して、ジョイント・ディグリーとそれ以外の大きく二つに分類している。しかしながら、ジョイント・ディグリーそのものについては、両国において共通の定義（単一の学位、共同教育プログラムの両方の要件を満たす取組）がなされている。

⁷ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/_icsFiles/afiedfile/2014/12/08/1353907.pdf（平成 27 年 11 月 9 日アクセス）。「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」（平成 26 年 11 月 14 日中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループ）の定義に基づく。当ガイドラインにおいても多用な定義が用いられていることが指摘されている。

⁸ <http://www.qaa.ac.uk/en/Publications/Documents/Joint-Degree-Characteristics-15.pdf>（平成 27 年 11 月 9 日アクセス）。英国において、実質的に各高等教育機関の第三者評価を担う英国高等教育質保証機構（QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education）が、評価業務を行う際に参照する「英国高等教育のための質規範（UK Quality Code for Higher Education: クオリティー・コード）の補足文書として平成 27 年 10 月に公表した資料。英国から少なくとも 1 機関が参加する国際共同教育プログラムについて、その背景、学位の種類、プログラムの質を保つための留意事項等が記載されている。なお、表 1 中の定義（日本語）については次の URL も参考とした。（<http://qa4jp.niad.ac.jp/2015/12/08/qaajpstatement/>、http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/block2/no17_joqarguidelines.pdf）（平成 27 年 11 月 9 日アクセス）

本稿では、「3. 調査手法・内容」以降において、英国と欧州の大学間のジョイント・ディグリー・プログラムに加えて、英国と日本の大学間における既存のダブル・ディグリー・プログラムについても紹介を行う。本稿は日本の高等教育関係者を念頭に作成した報告書であることから、ここでは、日本の国際共同学位プログラムに関する定義を基に説明を進めることとしたい。

なお、これ以降、ジョイント・ディグリー・プログラムを「JD」、ダブル・ディグリー・プログラムを「DD」と表記する。

3. 調査手法・内容

(1) 調査手法

日本及び英国（一部欧州含む）における JD 制度、及び実施大学の取組事例の調査に当たっては、以下のとおり二つの調査手法を用いた。

① 情報収集

日本及び英国、欧州の政府関係機関の発行文書、高等教育関連雑誌、新聞、関連論文等の文献及びホームページを利用して情報収集を行った。とりわけ、JD の制度的側面を調査する際には当該手法を多用した。

② 訪問・聞き取り調査

英国における JD の取組事例については、実施大学の発行文書、ホームページ等からの情報収集に加えて、関連機関を訪問し、担当者への聞き取り調査を行った。ただし、訪問が叶わなかった一部の機関については、電話、メール等により内容確認を行った。

(a) 英国と欧州の大学間の JD

英国では、政府レベルでの国際共同学位プログラムの情報集約が行われていないため、JD を実施している高等教育機関（数）、分野・内容等に関する公式な統計は存在しない⁹。このため、1987年に始まったエラスムス計画の成功を受け、その後継事業として始まったエラスムス・ムンドゥス（ERASMUM Mundus）¹⁰、さらに発展させたエラスムス・プラス（ERASMUM+）¹¹の修士課程ジョイント・ディグリー（EMJMDs: Erasmus Mundus Joint Master Degrees）プログラム、及び博士課程ジョイント・ディグリー（EMJDs: Erasmus Mundus Joint

⁹ 英国政府が、ボローニャ・プロセスに基づいて公表する「National Report regarding the Bologna Process implementation 2012-2015」（United Kingdom/England, Wales, Northern Ireland 及び United Kingdom/Scotland）においても、I. 55 から始まる国際共同学位プログラムの質問項目に対して、情報は集約されていない、最も盛んな分野の情報もない、との回答がなされている。http://www.ehea.info/Uploads/SubmittedFiles/4_2015/134140.pdf（平成 28 年 1 月 19 日アクセス）。なお、国際教研究所（IIE: Institute of International Education）が 2011 年に世界 28 カ国の 245 高等教育機関を対象にした調査では、英国大学のうち、4 大学が Joint degree programmes を、10 大学が Double Degree Programmes を実施していると回答している。ただし、調査対象校や実際の実施校は示されていない。<http://www.iie.org/Research-and-Publications/Publications-and-Reports/IIE-Bookstore/Joint-Degree-Survey-Report-2011>（平成 28 年 1 月 10 日アクセス）

¹⁰ エラスムス計画の後継事業。本計画が EU 加盟国間の高等教育機関における国際連携を目的とする一方、エラスムス・ムンドゥスは欧州圏内外の高等教育機関間の学生・教職員の流動化を企図した（第 1 期：2004-2008 年、第二期：2009-2013 年）。域外パートナー校として参画した大学も複数ある。

¹¹ エラスムス・ムンドゥスの後継事業。EU が 2003 年まで対象年齢で分けて運営してきたコメニアス（初等中等教育）、エラスムス（高等教育）、レオナルド・ダ・ヴィンチ（職業訓練）、グルンドヴィ（成人教育）に加えて、エラスムス・ムンドゥス（高等教育）、ユースインアクション（青少年活動）など全ての助成プログラムを統合したもの（2014-2020 年）。

Doctorates) プログラム¹²に参画する英国大学の中から、コンソーシアムの代表校を務める大学を各1校抽出し(下線の取組)、担当者への訪問・聞き取り調査を行うこととした(表2、3参照)。

表2：英国と欧州の大学間の修士課程 JD (EMJMDs¹³) (AY2016-2017)



区分	英国 	欧州 	分野
英国大学が代表校を務めるコンソーシアム	University of the Highlands and Islands LBG	University de Nantes (France) 等 計2大学	Aquaculture, Environment and Society
	University of Lincoln	Alborg Universitet (Denmark) 等 計4大学	Social Work
	<u>Roehampton University</u>	<u>University of Gothenburg</u> (Sweden) 等 計2大学	<u>Human Rights Policy and Practice</u>
	University of Glasgow	Tallinn University (Estonia) 等 計3大学	Adult Education for Social Change
	同上	University of Tartu (Estonia) 等 計5大学	Russian, Central and East European Studies
	Heriot Watt University	Politecnico Di Milano (Italy) 等 計2大学	Strategic Project Management
	Heriot Watt University in Edinburgh	Vestfold University College (Hungary) 等 計2大学	Smart Systems Integration

表3：英国と欧州の大学間の博士課程 JD (EMJDs¹⁴) (AY2016-2017)

区分	英国 	欧州 	分野
英国大学が代表校を務めるコンソーシアム	<u>University of Kent</u>	<u>EÖTVÖS LORÁND University (ELTE)</u> , <u>Budapest (Hungary)</u> , <u>University of Hamburg (Germany)</u> , <u>Utrecht University (Netherlands)</u>	<u>Cultural and Global Criminology</u>

(b) 英国と日本の大学間の DD

複数の大学が JD の設置に向けた動きを見せているが、本稿執筆時点(平成28年2月)において、英国と日本の大学間における JD が新たに認可・設置されたという公式な情報は確認していない。一方で、DDについては、文部科学省の「海外の

¹² エラスムス・ムンドゥス(2004-2013年)からエラスムス・プラス(2014-2020)に発展する際、EMJDsのみ「EUの研究・イノベーション枠組み計画「ホライズン2020(HORIZON 2020)」の「マリー・スクウォドフスカ=キュリー・アクション(Marie Skłodowska Curie Actions)」プログラムの中で扱われることになった。

¹³ https://eacea.ec.europa.eu/erasmus-plus/library/emjmd-catalogue_en (平成28年2月8日アクセス)

¹⁴ http://eacea.ec.europa.eu/erasmus_mundus/results_compendia/selected_projects_action_1_joint_dOCTorates_en.php (平成28年2月8日アクセス)

大学との大学間交流協定、海外における拠点に関する調査結果（平成 27 年 11 月 24 日改訂）¹⁵ 等によると、学士課程、修士課程、博士課程の各サイクルにおいて、人文・社会科学分野を中心に多数のプログラムが設置されていることが分かった（表 4 参照）。DD の選択肢も残されている日本にとっては、既存の英国及び日本の大学間の DD の取組も参考事例になると思われたため、各サイクルから 1 校を抽出し（下線の取組）、担当者への聞き取り調査を行うこととした。

表 4：英国と日本の大学間の DD

区分	英国 	日本 
全課程 学士・ 修士・ 博士	SOAS, University of London	お茶ノ水大学
	Liverpool John Moores University	龍谷大学
	University of Central Lancashire	
	University of East Anglia	
	Kwantlen Polytechnic University	
	Middlesex University	
	Bangor University	
博士 課程	University of Sheffield (School of East Asian Studies, Faculty of Social Science)	東北大学 (法学研究科)
修士 課程	University of East Anglia (School of Development Studies)	神戸大学 (国際協力研究科)
	SOAS, University of London	
	University of Sussex (School of Education and Social Work)	
	University of Essex (Department of Government)	
	University of Leicester	広島大学
	SOAS, University of London (Faculty of Languages and Cultures)	上智大学 (グローバルスタディーズ研究科)
	University of Sheffield (The University of Sheffield School of Law / Department of Politics)	同志社大学 (法学研究科)
	Lancaster University (Management School)	立命館大学 (経済学研究科)
	Lancaster University (Department of Politics and International Relations)	立命館大学 (社会学研究科) *
	Lancaster University (Department of Psychology)	立命館大学 (文学研究科) *
	Lancaster University (Department of Politics and International Relations)	立命館大学 (国際関係研究科) *

¹⁵ http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1287263.htm (平成 28 年 2 月 8 日アクセス)

修士 課程	Royal Holloway and Bedford New College, University of London (Department of Politics and International Relations)	立命館大学 (国際関係研究科) *
	University of York (Department of Politics)	
学士 課程	University of Portsmouth (Faculty of Humanities and Social Sciences)	名古屋外国語大学 (外国語学 部、現代国際学部)
	University of Buckingham (School of Law)	創価大学 (法学部)
	University of Buckingham (School of Humanities)	創価大学 (文学部)
その他	Oxford Brookes University	神奈川工科大学 (詳細不明)

*派遣のみ (調査時点)

(2) 調査内容

JD の制度及び取組事例に関する調査内容は以下のとおり。

① JD 制度

総論として、まずは、JD の根幹にかかわる以下の 4 項目について両国の制度を調べ、比較を行った。

- 法令上の位置付け
- 設置認可審査
- 評価・質保証
- 支援制度 (予算措置・支援プログラム)

続いて、各論として、JD を設置するに当たって両国が定める基準等について調査を行った。日本にあつては大学設置基準等及び注釈 7 のガイドライン (以下、「JD 等ガイドライン」という。) が、英国にあつては注釈 8 のクオリティー・コード及びその参照文書が該当するが、ここでは特に英国のクオリティー・コード等について詳細を調べ、その内容をまとめた。

また、参考として、英国高等教育質保証機構 (QAA) が実施する第三者評価における JD の位置付け、実際の第三者評価における JD の評価結果についても調べ、その結果をまとめた。

② JD の取組事例

(a) 英国と欧州の大学間の JD

本来、英国と欧州の大学間で JD を設置する場合、各国及び EU の法令及び基準等を遵守することになるが、本稿は、英国と日本において JD を設置・運営する際の留意点や課題について考察を加えることから、以下 (b) で示す日本の JD 等ガイドラインの項目に沿って聞き取りを行った。

(b) 英国と日本の大学間の DD

JD 等ガイドラインの留意事項等を基に以下の項目について聞き取りを行った。

- 設置年度、根拠 (大学間協定 等)



- 参画学部
- コース名・内容
- 養成する人材像・DD を実施する目的
- 定員、派遣・受入れ実績
- 応募資格・選抜方法
- 合同協議会（入学、教育内容、成績評価、学位審査を審議する合議体）
- 教育形態、指導体制
- 成績評価
- 卒業・修了要件
- 単位互換
- 学位審査・学位
- プログラムの評価・質保証
- 学費等
- 学生支援
- 情報公開
- JD へ移行の有無 等

4. 調査結果

(1) JD 制度

英国においては、1992 年継続・高等教育法（1992 Further and Higher Education Act）（2004 年改訂）第 76 条において、教育課程や研究プログラム等を決定する権限は学位授与権を有する高等教育機関に委ねられている。国際共同学位プログラムの設置（及び共同学位の授与）についても同様であり、各機関の自立的判断、内部承認手続きに沿って設置され、機関の内部質保証に加えて QAA 等の第三者評価等によりその質が担保される仕組みとなっている（表 5 参照）。

表 5：日本と英国における JD 制度の比較¹⁶

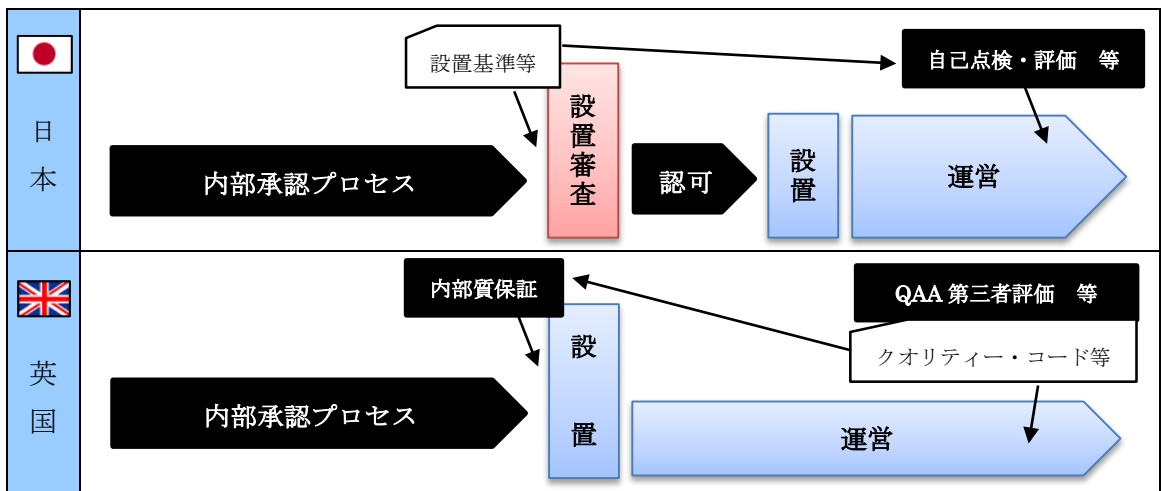
項目	日本 	英国 
法令上の位置付け	平成 26 年 11 月 14 日の省令改正等により、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）等関係法令により認められている（ただし、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師の養成に係る分野等一部を除く）。	1992 年継続・高等教育法（2004 年改訂）第 76 条により認められている。1992 年以前から存在している高等教育機関では、自校の規程により JD が授与できない機関もある。
設置認可審	国による設置認可審査が必要。	国による設置認可審査は不要。

¹⁶ 大要は註釈 7 のガイドラインを参考とした。

査 ¹⁷	JD の設置に当たっては、大学設置基準等及び JD 等ガイドラインを踏まえて設計されることが求められる。	ただし、JD の設置に当たっては、クオリティー・コード及びその参照文書を踏まえて設計されることが求められる。
評価・質保証	自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価等を通じて質保証を図る。	自大学の内部質保証に加えて、高等教育質保証機構（QAA）等による第三者評価（高等教育レビュー）等を通じて質保証を図る ¹⁸ 。
支援制度（予算措置・支援プログラム）	スーパーグローバル大学等事業など政府による各種事業が、JD を構築する上での実質的な支援策となっている。	各高等教育機関は、エラスムス・ムンドゥス、エラスムス・プラス等の支援プログラムに自立的に参加。

表 5 のとおり、日本では国による事前の設置認可審査が行われる一方、高等教育機関が学術水準、教育の質について第一義的に責任を負う英国では、そのような事前の認可制度は原則存在しない。しかしながら、いずれの場合にあっても、法令上の制約（基準等）はもとより、ガイドライン等で明示された留意事項等を基に、各高等教育機関は JD の設置時点で一定の基準を満たすことが求められる。一方、設置後には、内部質保証、外部機関による第三者評価を通して、プログラムの質保証が図られる仕組みは共通している（図 1 参照）。

図 1：日本と英国における設置認可制度等の違い（イメージ図）（筆者作成）



続いて、JD を設置する際に遵守すべき両国の基準等を概観したい（表 6 参照）。日本においては、大学設置基準等及び JD 等ガイドラインが準拠法令等となるが、英国においては

¹⁷ DD については、従前のおり政府による設置認可を要さないが、教育の質の維持・向上を図る観点から、JD 等ガイドラインにおいても、共同の実施体制やカリキュラム編成、学位審査、評価等について留意点が示されている。

¹⁸ イングランド、ウェールズ、北アイルランド及びスコットランドで評価制度が異なるため、本稿ではイングランドの制度に絞って考察する。なお、QAA のほか、高等教育機関に対して資金配分を行う財政カOUNシル（HEFCE: Higher Education Funding Council for England etc.）（本来、財政カOUNシルが教育の評価義務を負うが、契約に基づいて QAA がその任を代行している）、高等教育アカデミー（Higher Education Academy）、職能団体・法定機関・監督機関等の団体による外部質保証も行われている。とりわけ、工学、法学、会計学、医学等の分野で専門資格や職業資格の取得に結びつく学位プログラムを提供する場合、関係職能団体、法定機関、監督機関のアクレディテーション（認証評価、適格性認定）を受けなければならない。


QAA が策定するクオリティー・コード及びその参照文書がその役割を果たしている。両国のものを取り上げると膨大な分量になってしまうこと、また、単純比較が難しいことを鑑み、今回は英国側の情報に絞って紹介することとしたい（日本の大学設置基準等については注釈 4 の文部科学省高等教育局長通知及び注釈 7 の JD 等ガイドラインを参照いただきたい）。

表 6：日本と英国における JD 設置に係る主な準拠法令等

項目	日本 	英国 
準拠法令等	大学設置基準、大学院設置基準 その他関係法令 等 JD 等ガイドライン	クオリティー・コード ¹⁹ 及びその参照文書

クオリティー・コードは、JD 等の教育プログラムも含めて、高等教育機関がその学術水準や教育の質を維持する上で基準とするものであり、大きく Part A: Setting and Maintaining Academic Standards（学術水準の設定と維持）、Part B: Assuring and Enhancing Academic Quality（学術（教育）の質の保証と向上）、Part C: Information about Higher Education Provision（高等教育の提供に関する情報）の 3 つのパートで構成される。各パートは単独又は複数の章（Chapter）からなり、各章では、項目毎に各高等教育機関に求められる期待事項（Expectation）及びその達成の可否を測る上で参考となる指標（Indicator）が示されている。各高等教育機関は、その責任において、全ての期待事項を満たすことが求められ、QAA による第三者評価も、当該期待事項を満たしているか否か、という観点で行われる。クオリティー・コードの期待事項一覧は以下のとおり（表 7 参照）。

表 7：クオリティー・コードの期待事項一覧²⁰（筆者仮訳）

英国 
<p>Part A: 学術水準の設定と維持</p> <p>A1 章: 英国及び欧州の学術水準の参照基準</p> <p>期待事項 A1a) 次のことを通して、全国高等教育資格枠組み²¹の期待事項を確実に達成すること。(1) 提供する学位資格が該当する資格枠組みの適切なレベルに合致すること、(2) 学修成果（到達目標）が該当する資格枠組みの関連する能力記述文に合致すること、(3) 資格枠組みで示された称号規定に従って学位の名称が付されていること、(4) 学修成果（到達目標）の確実な達成をもって学位を授与すること</p> <p>期待事項 A1b) QAA の学位資格の特徴に関する手引きに留意すること。（→注釈 8 の参照文書が該当）</p> <p>期待事項 A1c) 該当する全国高等教育単位枠組み²²に沿って、単位を認定し、単位（の価値）を配分し、プログラムを設計すること。</p>

¹⁹ クオリティー・コードの全体像は QAA の HP に掲載された UK Quality Code for Higher Education: General Introduction を参照 (<http://www.qaa.ac.uk/en/Publications/Documents/Quality-Code-introduction.pdf>)（平成 28 年 2 月 18 日アクセス）。また、クオリティー・コード全体の期待事項一覧については次の URL を参照

(<http://www.qaa.ac.uk/en/Publications/Documents/Quality-Code-19-Expectations.pdf>)（平成 28 年 2 月 18 日アクセス）

²⁰ パート及び章の日本語訳については次の URL も参考にした (<http://qaupdates.niad.ac.jp/2014/10/10/qaacode/>)（平成 28 年 2 月 18 日アクセス）

²¹ <http://www.qaa.ac.uk/en/Publications/Documents/qualifications-frameworks.pdf>（平成 28 年 2 月 18 日アクセス）

²² <http://www.qaa.ac.uk/en/Publications/Documents/Academic-Credit-Framework.pdf>（平成 28 年 2 月 18 日アクセス）

期待事項 A1d) 関連する専門分野別資格水準²³⁾に留意すること。

A2 章:学位授与機関の学術水準の参照基準

期待事項 A2.1) 単位認定や学位資格授与に関する明確で包括的な枠組み・規則をつくること。

期待事項 A2.2) プログラムの評価や実施、そのモニタリング及びレビューの際の指標になること、学生や卒業生に学業成績として提供することを踏まえ、授与する学位や提供するプログラムの記録を保持すること。

A3 章:学術水準の確保と学位・資格授与の成果ベース型アプローチ

期待事項 A3.1) 学術水準が英国の（最低限の）学術基準に達し、かつ機関の枠組み・規則にも準じるように、教育プログラム及び研究学位に関する承認プロセスを導入し、確実に実施すること。

期待事項 A3.2) 以下の場合に限り単位が認定され、学位が授与されること。(1) 評価を通して、学修成果（到達目標）（単位の場合はモジュールの、学位資格の場合はプログラムの学修成果（到達目標））が達成されたことが証明されたこと、(2) 英国の（最低限の）学術基準及び機関が定める学術水準の両方を満たしたこと。

期待事項 A3.3) プログラムのモニタリング・レビューにおいて、英国の（最低限の）学術基準及び機関の学術水準と照合し、その達成状況や維持の状況が確認されること。

期待事項 A3.4) 公に対しても説明責任を果たすために、学術水準の設定、維持に係る重要な段階で、外部の独立した専門家から以下の点について助言を受けること、(1) 英国の（最低限の）学術基準が設定・実施・達成されているか否か、(2) 機関の学術水準が適切に設定・維持されているか否か。

Part B:学術（教育）の質の保証と向上

B1 章:プログラムの設計・開発・承認

期待事項 B1) 学術水準の設定・維持、教育の質の保証と向上に係る責任を果たすため、プログラムの設計、開発、承認に関するプロセスを効果的に管理すること。

B2 章:学生の募集・選抜・承認

期待事項 B2) 学生募集・選抜・受入れ方針及びその手続きは、公平な受入れ原則に準拠すること。一連の手続きは、明白で、信頼がおけ、妥当で包括的なものであり、適切な組織体制やプロセスによって行われ、かつ、プログラムを修了しうる有望な学生の選抜にも資する。

B3 章:学修・教育

期待事項 B3) 全ての学生が独立した学習者として、科目を深く学び、分析力、批判力、想像力を伸ばせるように、スタッフ、学生、関係者と協働し、学習機会や教育実習についてしっかりと協議するとともに、組織的にレビューし、強化すること。

B4 章:学生の成長・達成支援

期待事項 B4) 学生の学術的、個人的、専門的な資質を伸ばすことに役立つ方法や資源を整理・チェックし、評価すること。

B5 章:学生参画

期待事項 B5) 教育を保証し、向上させるためのパートナーとして、全ての学生を個人単位で、また団体で関与させること。

B6 章:学修成果の評価及び既修得学習の設定

期待事項 B6) 既習得学修の認定も含めて、全ての学生が単位や学位資格に係る学修成果（到達目標）の達成を自ら

²³⁾ <http://www.qaa.ac.uk/en/Publications/Documents/Recognition-scheme-for-subject-benchmark-statements.pdf>（平成 28 年 2 月 18 日アクセス）

説明できるような、公正で、妥当で、信頼のおける（学修成果の）評価プロセスを用いること。

B7 章:外部審査

期待事項 B7 外部審査員を活用すること。

B8 章:プログラムのモニタリング及びレビュー

期待事項 B8 学術水準の設定・維持、教育の質の保証と向上に係る責任を果たすため、プログラムのモニタリング・レビューのプロセスを効果的、定期的、組織的に行うこと。

B9 章:学業に関する学生の不服申立て

期待事項 B9 学業に関する学生の不服申立てに対応すること。この手続きは、公平で、アクセス可能で、時宜を得たもので、かつ見直し可能なものとする。

B10 章:他機関と連携した教育の管理・運営²⁴（→文書では国際共同学位プログラムの記述もあり）

期待事項 B10 プログラムを提供する場所（国、地域）や（プログラムの）担当の有無に関わらず、学術水準や教育の質について第一義的に責任を負うこと。学位授与権をもたない機関と共同して教育プログラムを提供する場合、慎重に実施されるとともに、効果的に運営されること。

B11 章:研究学位

期待事項 B11 研究学位を授与するためには、研究をするための学術水準が保たれ、研究手法、手順、ルール等を学習できる環境が確保されていること。このような環境は、研究の機会と、学生が十分な学術的、個人的、専門的な学修成果を得るために必要な支援を提供するものである。

Part C:高等教育の提供に関する情報


期待事項 C 見込学生など顧客のために、目的に沿った、アクセス可能で、信頼にたる情報を発信すること。

※英国では、高等教育機関が必ずしも学位授与権をもっているわけではない。クオリティー・コード等では、基本的に学位授与権を有する学位授与機関が主体として想定されているため、多くの文書では主語が高等教育機関ではなく、「学位授与機関」と表記される。

クオリティー・コードの中でも、Part B 第 10 章（他機関と連携した教育の管理・運営）、及び 2015 年 10 月に策定された注釈 8 の参照文書「Characteristics Statement: Qualification involving more than one degree-awarding body」は、海外大学との国際共同学位プログラムも含めた内容となっており、JD を設置・運営する英国側にとっても重要な文書の一つである。とりわけ参照文書は JD に関連する最新の文書であり、かつ国際共同学位プログラム（JD、DD を含む）を設置する上で英国の高等教育機関が学位の質保証の面で直面する課題、それに対する具体的な対策を例示していることから、英国大学との国際共同学位プログラムを検討する日本の大学関係者にとっても事前に確認しておくべき文書と言えるだろう。なお、本文書では、2 つの両極端な対策を提示した上で、最終的には各機関の状況に応じた対応を取るよう勧めている。本報告書では、JD を主な調査対象としていることから、より厳格な対応策に絞って見ていくこととしたい（表 8 参照）。

²⁴ <http://www.qaa.ac.uk/publications/information-and-guidance/uk-quality-code-for-higher-education-chapter-b10-managing-higher-education-provision-with-others1#.VtMkUJ1FBok>（平成 28 年 1 月 31 日アクセス）

表 8：参照文書－国際共同学位プログラムの課題と対策²⁵－（筆者仮訳）

英国 	
<p><課題></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共同で単一の学位の授与、あるいは他の学位授与機関と協働しての学位授与に対する法的権限を有しているか。 2. 大学自体の学術的水準に対して潜在的なリスクはないか（自大学単一の学位よりも水準が下がらないか）。 3. 参画機関が属する全ての国で、法制上、国際共同学位が認証されているか。 4. 学生に対する十分な説明、情報の提供がなされているか。 	
項目（期待事項）	対策
学術水準の監督 （期待事項 A2.1） ※期待事項は表 7 を参照	学位（資格）は共同で監督される。通常は、各学位授与機関において、最高意志決定機関から権限を与えられた合同委員会又はコンソーシアムがその監督を行う。最高決定機関は、プログラムの承認や変更、評価計画、評価委員の任命（外部評価委員含む）、規程の改正など、広範な課題に関する意思決定を合議体（合同委員会又はコンソーシアム）に委任することができる。学位（資格）の監督は、学位（資格）の授与に関する特有の、かつ広範な方針や手続きがあるため、全ての機関により承認される（又は、参画機関のいずれかの方針や手続きを適用することについて合意がなされている）。日々のプログラムの管理は、通常はプログラムチームで、全ての参画機関の共同の下、実施される。
学術水準の規則 （期待事項 A2.1）	参画機関は、学位（資格）の授与に関して適用する規程を共同で決定する。全ての関係機関の学術水準を充足することが確実な場合は、全ての機関が特定の規程の適用を合意し、承認することもできる。時として、特定の参画機関の（修了）要件（基準）を越える可能性があるが、いかなる場合であっても妥協されるものではない。
プログラムの承認 （期待事項 A3.1）	プログラムは、全ての関係機関が関わる承認過程を経て、共同で承認される。モジュールや教育内容の細部の承認についても共同で実施される。
評価 （期待事項 A3.2）	各参画機関は、自らが提供するプログラムの教育内容に関する評価について責任をもつ。プログラムの監督権限を有する合同委員会が、全体的な視点でプログラムを評価する。とりわけ、単一の評価方法が採用されているか、教育又は研究内容の評価が各国の制度に従って行われているか、そして単一評価方法に変更されているか、全ての機関が、共通の評価規程を適用する。
試験委員会 （期待事項 A3.2）	共同の、通常は特定の、試験委員会（又は同等のもの）が、学位（資格）の授与やプログラムを通して、学生の達成度を監督するために設置される。
外部試験委員 （期待事項 A3.4）	英国機関は、全ての参画機関の（修了）要件を満たすために、どのような外部試験委員の調整が適切か検討する。共同又は双方による任命が適しているかもしれない。
モニタリング・レビュー評価 （期待事項 A3.3）	モニタリング、レビュー評価の手続きの適用に当たっては、各関係機関の原則（指針）が充足されるような共同の意志決定が行われる。
学位記と成績証明書 （期待事項 A2.2）	プログラムを修了した学生は以下のいずれかの学位記を授与される。 1. 単一の学位記又は同等のもの。学位記には、参画機関の所在する国の全ての法制上認証され

²⁵ 課題及び対策の項目の日本語訳については次の URL も参考にした（<http://qa4jp.niad.ac.jp/2015/12/08/qaajpstatement/>）（平成 28 年 2 月 18 日アクセス）

	<p>た学位（資格）の名称が列記される。これにより、学位（資格）の認証を助ける。</p> <p>2. 関係機関からそれぞれ授与された学位記。少なくとも英国の機関（等）の学位記及び／又は成績証明書、達成記録、ディプロマ・サブリメントには、他機関の協力を記載するとともに、単一で共同の教育プログラムの修了であることを明確にする。法制上認められる場合は、他の機関が発行する学位記等にも同様の記載があるものとする。</p> <p>単一の学位が授与される場合は、各機関独自の紋様、ロゴ、透かし、自筆、署名を危険にさらすことなく、共同での学位記の制作を可能にする適当なシステムや手続きを構築する。</p>
--	--

ここまで、英国のクオリティー・コード及び参照文書を概観したが、数値的な基準はないものの、幅広い内容について仔細に言及されており、JD の設置・運営が容易でないことが予想される。各高等教育機関は、当該基準等を踏まえて JD を設置・運営し、事後に QAA による第三者評価を受けるわけだが、では実際に、QAA による第三者評価の中で JD はどのように位置付けられ、どれほどのインパクトを持ちえているのか、それを探るため、参照文書策定に関わった QAA の Ms. Harriet Barnes, Assistant Director, Standards, Quality and Enhancement にメールによる聞き取り調査を行った。

なお、お答えいただいた内容は QAA の HP や発行文書で示されている基本的、一般的な内容ではあるが、端的に現状を表しているので紹介したい（Q: 筆者、A: Ms. Barnes）。

<p>Q: QAA は第三者評価（高等教育レビュー）で必ず国際共同学位プログラムを評価するのか？</p>	<p>A: 英国の高等教育機関は、国際共同学位の授与権限を含めて、基本的に自立・独立した組織である。QAA のレビューは<u>機関レベル</u>で行われ、各機関の授与する学位（資格）が、全国高等教育資格枠組みの期待事項に達しているか否かをチェックする。レビューチームは、<u>必ずしも特定の国際共同学位プログラムの中身をチェックすることは求められないが、これらの取組は複雑で課題が多いので調査の対象になるかもしれない</u>。機関の方針がどのように実践されているか検証する際の具体的事例として特定のプログラムを取り上げることはある。</p>
<p>Q: QAA は具体的にどのように国際共同学位プログラムを評価するのか？クオリティー・コードのパート B 第 10 章及び参照文書が想定されるが。</p>	<p>A: <u>参照文書は、レビューの際の基準（評価指標）</u>となりうるだろう。クオリティー・コードの期待事項 A1 にも、学位授与機関は参照文書を考慮すべきと明記してある。このため、レビューチームは、機関が参照文書で示された内容を考慮したか、機関の方針やリスクともすり合わせつつ、どのような対応策を講じたかを見るだろう。また、<u>他機関と連携した教育の管理・運営に関するクオリティー・コードのパート B 第 10 章も重要な文書の一つである</u>。</p>
<p>A: QAA はトランスナショナル教育のレビューも行っており、国際共同学位プログラムも含むかもしれないのでレビュー結果を参照するとよい²⁶。</p>	
<p>A: QAA は規制権限がなく、高等教育機関が遵守すべきルールをつくることはできないが、それらの機関と協働しながら主要な基準としてのクオリティー・コード作りを行う。各機関はクオリティー・コードの原理原則に合意することによって、またそれに従う形となる。</p>	
<p>A: 参照文書は学士、修士、博士の全ての学位（資格）のレビューに適用される。</p>	

²⁶ <http://www.qaa.ac.uk/reviews-and-reports/how-we-review-higher-education/review-of-overseas-provision>（平成 28 年 2 月 18 日アクセス）

また、今回、訪問・聞き取り調査を実施した5大学について、実際の第三者評価の結果を調べ、以下のとおりまとめた（表9参照）。Ms. Barnesの説明のとおり、機関レベルの評価ということもあり国際共同学位プログラムは大きく言及されていない。

表9：第三者評価におけるJDの取扱い事例²⁷（訪問・聞き取り調査を実施した大学）

大学 	JD/DD 開始年	評価年	記載の 有無	記載内容
Roehampton University	2014年	2013年	—	前回評価後にJD開始
University of Kent	2012年	2015年	有	今回取り上げたJDと類似のプログラムと思われる記述が、大学概要、期待事項A2.1、10、11に有り。通常とは異なるモニタリング・レビューが行われることなどが記載されているが、個別具体の名称までは記載されていない。
University of Buckingham	2013年	2012年	—	前回評価後にJD（学生派遣）開始
University of Sussex	2010年	2013年	無	特定はされていないが、「Learning delivered through collaborative arrangement」の項で、国内外との共同運営（プログラム）は上手く運営されている、という一般的な言及あり。
University of Sheffield	2009年	2012年	無	特定はされていないが、「Learning delivered through collaborative arrangement」の項で、国内外との共同運営（プログラム）は上手く運営されている、という一般的な言及あり。


(2) 国際共同学位プログラムの取組事例

続いて、英国と欧州、英国と日本の大学間の国際共同学位プログラムの具体的な取組事例を紹介したい。

① 英国と欧州の大学間のJD

(a) Roehampton University と欧州の大学間の修士課程JD（EMJMDs）

<大学基本情報²⁸>

項目	Roehampton University 	University of Gothenburg
所在国	英国	スウェーデン
創立	1841年	University I Tromsø
区分	国立大学	ノルウェー（until 2014）
学生数	学部生 6,142名／院生 2,388名	University of Deusto

²⁷ 各大学の第三者評価の結果については、QAAの次のURLを参考にした <http://www.qaa.ac.uk/reviews-and-reports>（平成28年2月18日アクセス）

²⁸ 「4（2）国際共同学位プログラムの取組事例」で取り上げる英国大学の基本情報は「University League Table 2016」（<http://www.thecompleteuniversityguide.co.uk/league-tables/rankings>）（平成28年2月18日アクセス）を、日本の大学は各大学のホームページ及び「平成27年度全国大学一覧」等を基に筆者作成。

学部等	Department of Social Sciences	スペイン (From 2015)
-----	-------------------------------	------------------


<JD の実施内容>

項目	内容																												
設置	2014年 JD コース設置、2014年より学生派遣開始																												
根拠	不明																												
参画大学	Roehampton University (Co-ordinating Institution), University of Gothenburg, University I Tromsø (until 2014), University of Deusto (from 2015)																												
コース名	EM HRPP: Erasmus Mundus Masters in Human Rights Policy and Practice																												
コース内容	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">1年次</th> <th colspan="2">2年次</th> </tr> <tr> <th>1st Semester</th> <th>2nd Semester</th> <th>3rd Semester</th> <th>4th Semester</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">Gothenburg</td> <td colspan="2">Deusto</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Roehampton</td> <td colspan="2">appropriate university</td> </tr> </tbody> </table> <p><EM HRPP コースのカリキュラム概要></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>学期</th> <th>モジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1年次</td> <td>1st Semester (Autumn term)</td> <td>Human Rights as Politics, Ethics and Law Globalisation and Human Rights</td> </tr> <tr> <td>2nd Semester (Spring term)</td> <td>Research Methods Ethno-cultural Diversity and Collective Dimensions in Human Rights</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2年次</td> <td>3rd Semester (Autumn term)</td> <td>Human Rights: Society and Social Structure Leading and Managing for Human Rights (Placements in NGOs based in London)</td> </tr> <tr> <td>4th Semester (Spring term)</td> <td>Dissertation: Human Rights Policy and Practice</td> </tr> </tbody> </table> <p>※全て必須科目。この他、選択科目も受講可能。</p>	1年次		2年次		1 st Semester	2 nd Semester	3 rd Semester	4 th Semester	Gothenburg		Deusto		Roehampton		appropriate university		学期	モジュール	1年次	1 st Semester (Autumn term)	Human Rights as Politics, Ethics and Law Globalisation and Human Rights	2 nd Semester (Spring term)	Research Methods Ethno-cultural Diversity and Collective Dimensions in Human Rights	2年次	3 rd Semester (Autumn term)	Human Rights: Society and Social Structure Leading and Managing for Human Rights (Placements in NGOs based in London)	4 th Semester (Spring term)	Dissertation: Human Rights Policy and Practice
1年次		2年次																											
1 st Semester	2 nd Semester	3 rd Semester	4 th Semester																										
Gothenburg		Deusto																											
Roehampton		appropriate university																											
学期	モジュール																												
1年次	1 st Semester (Autumn term)	Human Rights as Politics, Ethics and Law Globalisation and Human Rights																											
	2 nd Semester (Spring term)	Research Methods Ethno-cultural Diversity and Collective Dimensions in Human Rights																											
2年次	3 rd Semester (Autumn term)	Human Rights: Society and Social Structure Leading and Managing for Human Rights (Placements in NGOs based in London)																											
	4 th Semester (Spring term)	Dissertation: Human Rights Policy and Practice																											
JD の目的	グローバル社会で人権の保護・促進・実施に関して専門的・効果的に働く国際人材の養成等																												
定員	詳細不明																												
派遣実績	詳細不明																												
言語	英語。ただし、エラスムス・ムンドゥスのプログラムの一環として、スウェーデン語、スペイン語の訓練の機会も提供される。																												

応募資格 選抜方法	社会科学分野又は関連分野の学位（学部課程レベル）、（英語が第二言語の場合）語学力（英語）*、最低2年の人権分野での実務経験。 上記に加えて志望理由書を基に選抜。各参画機関から最低1名の委員で構成される委員会 で合否を決定する。 *語学力…IELTS 6.5 overall with no less than 5.5 in any band 等
学籍	全ての大学に2年間の在籍扱い
合同協議会	学生選抜に当たっては各参画機関から最低1名の委員で構成される委員会 で合否を決定。 その他、詳細は不明。
教育形態	講義、グループワーク、研究指導
指導体制	詳細は不明
成績評価	HP上に配分方法や評価基準が示されている。
修了要件	120 ECTS credits 取得（必須モジュールの単位取得）（英国で修士課程修了に必要な240 単位相当）、2年以上の在籍、修士論文の作成、最終試験の合格
学位審査	詳細は不明
学位	詳細は不明 ディプロマ・サプリメント添付の有無は不明
評価・ 質保証	内部質保証 QAAによる第三者評価
学費等	授業料（全ての期間）：欧州域内学生€7,500、欧州域外学生€15,400 等
学生支援	EU奨学金（授業料、傷害保険、宿泊施設、旅費、査証取得費用等）に申請可能
情報公開	大学HPにプログラム等の情報を掲載 http://www.roehampton.ac.uk/postgraduate/courses/Erasmus-Mundus-Human-Rights-Policy-and-Practice/
調査協力者	※残念ながら調査協力を得られなかったため、HP等により情報を収集した。

(b) University of Kent と欧州の大学間の博士課程 JD（EMJDs）

<大学基本情報>

項目	University of Kent 	Utrecht University	
所在国	英国	所在国（学部）	オランダ（School of Law）
創立	1965年	Hamburg University	
区分	国立大学	所在国（学部）	ドイツ（Institute for Criminological Research (IKS, Department of Social Sciences)）
学生数	学部生 15,208名 / 院生 3,802名	Eötvös Loránd University	
学部	School of Social Policy, Sociology and Social Research	所在国（学部）	ハンガリー（Faculty of Law and Political Sciences）

<JD の実施内容>

項目	内容																																										
設置	2011 年 JD コース採択、2012 年より開始																																										
根拠	部局間協定 (2011 年) 参画機関の責任・義務、運営体制、学生選抜・登録方法、成績評価、学位の授与、財政負担、プログラムの質保証、学生の義務、紛争解決等を規程																																										
参画大学	<u>University of Kent (Co-ordinating Institution)</u> , Utrecht University, Hamburg University and Eötvös Loránd University																																										
コース名	DCGC: Doctorate in Cultural and Global Criminology																																										
コース内容	<p>入学者は、以下の 4 つの領域の中から研究テーマを決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Crime, Media and Culture 2. Criminal Justice Policy, Social Change and Exclusion 3. Globalisation, Transnational Crime and Control 4. Human Rights and International Security <p>本コースでは、犯罪学の二つの大きな構成要素である社会科学、法学を学際的に学ぶ。社会科学は主に Kent、Hamburg、法学は Utrecht、Eötvös Loránd で提供される (e-learning も多用するとのこと)。1st Semester の期間に、研究計画書に沿ったその後のモビリティが決定する。学生は最低 2 機関、多いときは 3-4 機関での研究を経験する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 年次</th> <th colspan="2">2 年次</th> <th colspan="2">3 年次</th> </tr> <tr> <th>1st Semester</th> <th>2nd Semester</th> <th>3rd Semester</th> <th>4th Semester</th> <th>5th Semester</th> <th>6th Semester</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">Kent</td> <td colspan="2">Utrecht</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">Kent</td> <td colspan="2">Utrecht</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">Utrecht</td> <td colspan="2">Hamburg</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">Hamburg</td> <td colspan="2">Eötvös Loránd</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">Eötvös Loránd</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	1 年次		2 年次		3 年次		1 st Semester	2 nd Semester	3 rd Semester	4 th Semester	5 th Semester	6 th Semester	Kent		Utrecht						Kent		Utrecht				Utrecht		Hamburg				Hamburg		Eötvös Loránd				Eötvös Loránd			
1 年次		2 年次		3 年次																																							
1 st Semester	2 nd Semester	3 rd Semester	4 th Semester	5 th Semester	6 th Semester																																						
Kent		Utrecht																																									
		Kent		Utrecht																																							
		Utrecht		Hamburg																																							
		Hamburg		Eötvös Loránd																																							
		Eötvös Loránd																																									
<EM HRPP コースのカリキュラム概要>																																											
学期	モジュール																																										
1 年次	1 st Semester																																										
	2 nd Semester																																										
Advanced Theoretical Criminology (※T1), Advanced Research Methods (※T1)																																											
Research focus (※R), Co-Supervision arrangements (※R), Mobility path way plan (※R), Research Portfolio (RP) (※R)																																											
Transferable skills Training (TST) (※T2), Personal development plan (PDP) (※T2)																																											
2 nd Semester																																											
Elective subject-specific course (※T1), Utrecht Summer School on Advanced Qualitative and Legal Methods (※T1)																																											
Research Portfolio (RP) (※R)																																											



	2 年 次	3 rd Semester	Elective subject-specific course or internship (※T1)
			Research Portfolio (RP) (※R)
			TST+PDP (※T2), Common Session I (※T2)
		4 th Semester	Research Portfolio (RP) (※R)
			TST+PDP (※T2), Common Session I (※T2)
		3 年 次	5 th Semester
	6 th Semester	Common Session II (※T2)	
※T1・・・Teaching、R・・・Research、T2・・・Training Skills			
JD の目的	犯罪とそのコントロールに関する国際レベルでの理解と手法を備え、グローバルで文化的な背景を踏まえた上で、犯罪を理解し、防ぎ、対応することができる国際人材の養成		
定員	16名/年		
派遣実績	10名(2012年)、8名(2013年)、6名(2014年)、4名(2015年)		
言語	英語。ただし、エラスムス・ムンドゥスのプログラムの一環として、オランダ語、ドイツ語、ハンガリー語の訓練の機会も提供される。		
応募資格 選抜方法	<p>社会科学又は法学分野の学位(修士課程レベル)又は同等の資格、(英語が第二言語の場合)語学力(英語)*。</p> <p>上記に加えて、研究計画書、志望理由書、CV、学位・成績証明書等を基に選抜。コンソーシアムが定めた選抜基準、配分表を基に、各参画機関から最低1名の委員で構成される委員会で合否を決定する。</p> <p>*語学力・・・IELTS 7.0 overall with no less than 6.5 in any band (Minimum) 等</p>		
学籍	全ての大学に3年間の在籍扱い		
合同協議会	The Senior Management Board : 全ての参画機関のシニアメンバーで構成。プログラムのレビューとモニタリング等を行う。Academic Board of Studies : 全ての参画機関のメンバーで構成。プログラム運営の実質的な責任を負う。Management Board : 運営体制のチェック、質保証のチェックを行う。 等様々な合議体有。		
教育形態	セミナー、ワークショップ、研究指導、e-learning		
指導体制	学生のモビリティに応じて最低2名の指導教員による共同指導体制		
成績評価	Joint Academic Board of Studies が実施。		
修了要件	180 ECTS credits 取得、3年以上の在籍、博士論文の作成・最終試験の合格		
学位審査	Examining Board が実施。参画機関のスタッフ各1名、外部委員最低1名で構成。		
学位	<p>例) Joint Degree in Law and Social Sciences (University of Kent and XX University)</p> <p>学生のモビリティに応じて記載される大学名が異なる。なお、Eötvös Loránd University (ハンガリー)については、法制上の問題によりデュアル・ディグリーしか認められていないため別途学位記を提供。</p> <p>全ての学生はディプロマ・サプリメントを申請可能</p>		
評価・	内部質保証		

質保証	QAAによる第三者評価
学費等	授業料（全ての期間）：欧州域内学生€7,500、欧州域外学生€15,400
学生支援	全ての学生はEU奨学金（授業料、傷害保険、宿泊施設、旅費、査証取得費用等）又はセント大学の奨学金を受給
情報公開	大学HPにプログラム等必要な情報を掲載 http://www.dcgce.eu/
調査協力者	Ms. Primrose Paskins Acting Senior International Partnership Officer, University of Kent

② 英国と日本の大学間のDD



(a) University of Buckingham×創価大学間における学士課程DD

<大学基本情報>
















項目	University of Buckingham 	創価大学 
創立	1976年	1971年
区分	私立大学	私立大学
学生数	学部生 1,257名 / 院生 988名	学部生 7,582名 / 院生 391名
学部等	School of Business, School of Education, School of Humanities, School of Law, Medical School, School of Science	経済学部、法学部、文学部、経営学部、教育学部、理工学部、看護学部、国際教養学部、経済学研究科、法学研究科、文学研究科、工学研究科、法科大学院、教職大学院
備考	政府からの財政支援を受けていない唯一の英国大学、2年制学士課程コース有	スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創生支援」（タイプBグローバル化牽引型）採択校

※両大学間では下線部の法学系、文学系の2分野でDDが存在するが、今回は文学系DDのみを取り上げる。

<DDの実施内容>

項目	University of Buckingham 	創価大学 
設置	2012年DDコース設置、2013年より学生派遣開始	
根拠	大学間協定（2011年）	
参画学部	School of Humanities	文学部
コース名	English Studies for Teaching (EFL) (2年制学士課程 ²⁹ コース)	英語ダブル・ディグリーコース

²⁹ 英国の高等教育機関では、学士課程の標準的な修業年限は3年（スコットランドは4年）。



<p>コース 内容</p>	<p>University of Buckingham は創価大学への学生派遣をおこなっていない（創価大学生の受入れのみ）。創価大学生は、1年次の選抜試験の結果を受けて、2年次後期からの半年間（7-12月）と3年次の1年間（1-12月）の計1年半留学し、English Studies for Teaching (EFL)（英語教育のための総合研究プログラム）を受講。</p>															
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">1年次 </td> <td style="width: 25%;">2年次  </td> <td style="width: 25%;">3年次 </td> <td style="width: 25%;">4年次 </td> </tr> <tr> <td>創価大学</td> <td>創価大学/ Buckingham</td> <td>Buckingham</td> <td>創価大学</td> </tr> <tr> <td>4-3月 特別クラス受講 DD1 次選考試験 DD2 次選考試験</td> <td>前期（4-6月） 特別クラス受講 7月出国 後期（7-12月） English Studies for Teaching</td> <td>1-12月 English Studies for Teaching 翌1月帰国</td> <td>4-3月 講義受講 卒業論文作成</td> </tr> </table>	1年次 	2年次  	3年次 	4年次 	創価大学	創価大学/ Buckingham	Buckingham	創価大学	4-3月 特別クラス受講 DD1 次選考試験 DD2 次選考試験	前期（4-6月） 特別クラス受講 7月出国 後期（7-12月） English Studies for Teaching	1-12月 English Studies for Teaching 翌1月帰国	4-3月 講義受講 卒業論文作成			
1年次 	2年次  	3年次 	4年次 													
創価大学	創価大学/ Buckingham	Buckingham	創価大学													
4-3月 特別クラス受講 DD1 次選考試験 DD2 次選考試験	前期（4-6月） 特別クラス受講 7月出国 後期（7-12月） English Studies for Teaching	1-12月 English Studies for Teaching 翌1月帰国	4-3月 講義受講 卒業論文作成													
	<p>※University of Buckingham のコースは1-12月で1年間のサイクル。</p>															
	<p><English Studies for Teaching (EFL) コースのカリキュラム概要></p>															
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">学期</th> <th style="width: 45%;">2年次</th> <th style="width: 40%;">3年次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Winter 1-3月</td> <td>(創価大学)</td> <td>Varieties of English, Modern American Literature, Teaching Young Learners <i>or</i> Diversity in English</td> </tr> <tr> <td>Spring 4-6月</td> <td>(創価大学)</td> <td>Registers of English, Film Studies <i>or</i> Change in English, Teaching Literacy</td> </tr> <tr> <td>Summer 7-9月</td> <td>Interpersonal Communication, Intercultural Communication, Stylistics</td> <td>English in Society, Translation Skills, Teaching and Testing Materials</td> </tr> <tr> <td>Autumn 10-12月</td> <td>Global Communication, Text Studies, TEFL Skills</td> <td>English in Institutions, Translation Methods, Teaching English for Academic Purposes</td> </tr> </tbody> </table>	学期	2年次	3年次	Winter 1-3月	(創価大学)	Varieties of English, Modern American Literature, Teaching Young Learners <i>or</i> Diversity in English	Spring 4-6月	(創価大学)	Registers of English, Film Studies <i>or</i> Change in English, Teaching Literacy	Summer 7-9月	Interpersonal Communication, Intercultural Communication, Stylistics	English in Society, Translation Skills, Teaching and Testing Materials	Autumn 10-12月	Global Communication, Text Studies, TEFL Skills	English in Institutions, Translation Methods, Teaching English for Academic Purposes
学期	2年次	3年次														
Winter 1-3月	(創価大学)	Varieties of English, Modern American Literature, Teaching Young Learners <i>or</i> Diversity in English														
Spring 4-6月	(創価大学)	Registers of English, Film Studies <i>or</i> Change in English, Teaching Literacy														
Summer 7-9月	Interpersonal Communication, Intercultural Communication, Stylistics	English in Society, Translation Skills, Teaching and Testing Materials														
Autumn 10-12月	Global Communication, Text Studies, TEFL Skills	English in Institutions, Translation Methods, Teaching English for Academic Purposes														
	<p>English Studies for Teaching (EFL) コースは一般の学生にも開かれた既存のコース（2年制学士課程コース）。2015年留学開始学生までは2年間の留学だったか、2016年留学開始学生より、導入講義を日本で実施する等により期間が1.5年に短縮されている。</p>															
<p>DDの目的</p>	<p>英語の機能的側面（文法、統語、修辞、スタイル等）と理論的側面、特に文化の中で、英語という言葉はどのように扱われ、他の文化的要素とどのような関係があるのかを学ぶ。最新の英語の指導理論や教授法を学ぶ。高度な英語力の修得 など（創価大学 HP より）</p>															

定員	<p>－（受入れのみ）</p> <p>協定上は派遣も可能。ただし、2年間での早期卒業を希望する留学生が多いため、費用と時間がかかる DD への参加を希望する学生は今のところいない。</p>	<p>7名／年（文学部入学定員 370名）</p> <p>※2013-2015年までの3年間は5名／年</p>
派遣実績	－	15名
応募資格 選抜方法	<p>創価大学の推薦候補者リストを基に University of Buckingham で最終決定。</p>	<p>1年次</p> <p>4月 DD 説明会、特別クラス選考試験（80点以上の学生優先で特別クラス受講）</p> <p>前期 DD 特別クラス受講（2科目）</p> <p>8月 DD1 次選考試験（書類）</p> <p>DD 特別クラスで2科目受講、IELTS5.0以上が応募資格</p> <p>2月 DD2 次選考試験（面接、英語による口頭試問）</p> <p>DD 特別クラスで3科目受講、IELTS5.5以上が応募資格</p>
学籍	留学中の1.5年間在籍	4年間在籍（留学時も在籍扱い）
合同協議会	無し。カリキュラムの調整等の課題は個別に協議。	
教育形態	講義、演習、少人数での個別指導 等	
指導体制	留学中も通常の指導体制	
成績評価	English Studies for Teaching (EFL) については、University of Buckingham の学内規程に基づいて実施。	
卒業要件	360 credits 取得（卒業論文不要）、1.5年以上の在籍	124単位取得、卒業論文の作成、4年以上の在籍
単位互換	無。短縮された半年分は、University of Buckingham の予備試験合格により免除。	University of Buckingham で取得した 360 credits を 48 単位として単位認定（2015年留学開始の場合。2016年留学生より変更有）
学位審査	学内規程に基づいて審査	学内規程に基づいて審査
学位	BA (Hons) English Studies for Teaching (EFL)	学士（文学）
	学位記への DD コース修了の記載無し	学位記への DD コース修了の記載は不明
評価・ 質保証	<p>内部質保証</p> <p>QAA による第三者評価</p>	自己点検・評価、認証評価等

学費等	<以下の経費を徴収> 授業料（£ 19,170）、寮費（光熱費込）（£ 9,000）、保証金（入学時のみ）（£ 1,000）、渡航費用、ビザ申請費用	<コース受講生への財政的支援> ①創価大学への授業料納付を条件に University of Buckingham へ支払う全授業のうち 135 万円を助成、②保証金の全額助成、③海外傷害保険の全額助成、④創大国際奨学金 30 万円の支給
学生支援	留学中は、Buckingham の教員が必要に応じて追加で個別指導を行っている。なお、毎年、夏季プログラムの際に渡英された創価大学の引率教員が面談もしているとのこと。	
情報公開	既存コースとして、大学 HP でプログラム等を公開。DD に関する記載はない。 http://www.buckingham.ac.uk/humanities/ba/englishstudiesforteaching-efl	大学 HP でコース、カリキュラム等の情報を公開。パンフレットや学生の体験記も HP 上に掲載されている。 http://letters.soka.ac.jp/overseas/dd/dualdegree-course-en/
JD	今のところ JD に移行する予定はない。	
調査協力者	Mr. Gerry Loftus Head of Department, Senior Lecturer in English Language, University of Buckingham	—

(b) University of Sussex×神戸大学における修士課程 DD

<大学基本情報>

項目	University of Sussex 	神戸大学 
創立	1960 年	1949 年
区分	国立大学	国立大学
学生数	学部生 10,090 名／院生 3,545 名	学部生 11,696 名／院生 4,695 名
学部等	School of Business, Management and Economics, <u>School of Education and Social Work</u> , School of Engineering and Informatics, School of English, School of Global Studies, School of History, Art History and Philosophy, School of Life Sciences, School of Mathematical and Physical Sciences, School of Media, Film and Music, School of Psychology, Brighton and Sussex Medical School	文学部、国際文化学部、発達科学部、法学部、経済学部、経営学部、理学部、医学部、工学部、農学部、海事科学部、人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、 <u>国際協力研究科</u>
備考	Institute of Development Studies (IDS) を始め、開発学分野において世界屈指の研究	スーパーグローバル大学等事業には採択されていないが、EU インスティテュート関西

	究機関の一つ。	(EUに関する教育研究拠点)の幹事校を務めるなどEUとの協力関係が強く、多数のEUファンドを獲得。英国内におけるDDの実施件数も多い。
--	---------	---

<DDの実施内容>

項目	University of Sussex 	神戸大学 														
設置	2010年協定締結、学生派遣開始															
根拠	部局間協定 (DD) (2010年)															
参画学部	School of Education and Social Work	国際協力研究科														
コース名	International Education and Development ³⁰ (国際教育開発) (教育修士課程 1年 ³¹ プログラム)	ダブル・ディグリー・プログラム (修士課程)														
コース内容	<p>University of Sussex は神戸大学への学生派遣をおこなっていない (神戸大学院生の受入れのみ)。神戸大学院生は、学内選考の結果を受けて、1年次後期からの2年時前期までの1年間 (10-9月) 留学し、International Education and Development プログラムを受講。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年次 </td> <td style="width: 50%;">2年次 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>前期：神戸大学 (単位取得)</td> <td>前期：Sussex (単位取得、修士論文)</td> </tr> <tr> <td>後期：Sussex (単位取得)</td> <td>後期：神戸大学 (単位取得、修士論文)</td> </tr> </table> <p>※神戸大学国際協力研究科のHPには、神戸大学2年、University of Sussex 1年の計3年コースもモデルとして示されているが、当該プログラムを修了した2名の大学院生は2年コースで修了。</p> <p><International Education and Development コースのモジュール概要></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>学期</th> <th>モジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Autumn 10-12月</td> <td>Core Module : Academic and Research Skills, Policy and Practice Issues in International Education and Development, Theories of International Education and Development</td> </tr> <tr> <td>Spring 2-4月</td> <td>Core module ; Academic and Research Skills Choose two of the following modules from Teachers, Policy and</td> </tr> </tbody> </table>		1年次 	2年次 			前期：神戸大学 (単位取得)	前期：Sussex (単位取得、修士論文)	後期：Sussex (単位取得)	後期：神戸大学 (単位取得、修士論文)	学期	モジュール	Autumn 10-12月	Core Module : Academic and Research Skills, Policy and Practice Issues in International Education and Development, Theories of International Education and Development	Spring 2-4月	Core module ; Academic and Research Skills Choose two of the following modules from Teachers, Policy and
1年次 	2年次 															
前期：神戸大学 (単位取得)	前期：Sussex (単位取得、修士論文)															
後期：Sussex (単位取得)	後期：神戸大学 (単位取得、修士論文)															
学期	モジュール															
Autumn 10-12月	Core Module : Academic and Research Skills, Policy and Practice Issues in International Education and Development, Theories of International Education and Development															
Spring 2-4月	Core module ; Academic and Research Skills Choose two of the following modules from Teachers, Policy and															

³⁰ <http://www.sussex.ac.uk/education/pgstudy/2016/taught/33172> (平成28年2月19日アクセス)



³¹ 英国の高等教育機関の修士課程は、講義主体の教育修士課程 (Taught) 1年コースと研究主体の研究修士課程 (M., Research) 2年コースに大別される。

		Practice, Curriculum, Learning and Society, Educational Policy and Planning, Educational in Conflict and Peacebuilding
	Summer 5月-	Core module: Academic and Research Skills Dissertation
	※International Education and Development プログラムは一般の大学院生にも開かれた既存のコース。	
DD の目的	国際協力研究科において、人気のある講義の一つである教育開発分野の国際連携をより深め、国際的な視野を持つ人材を育成するため。	
定員	－（受入れのみ）	若干名／年（研究科修士課程入学定員 70 名）
派遣実績	－	2 名
応募資格 選抜方法	通常の選抜方法に基づくが、注意が払われていたかもしれない（現在は動いていないので詳細は不明とのこと）	研究科修士課程学生及び次年度入学予定者 （申請時の学年は問わない） 1 月末 学内選考締切（随時） 11-2 月頃まで Sussex 締切 学内選考の後、本人が直接応募 語学力条件：IELTS 7.0, with not less than 6.5 in each section
学籍	留学中の 1 年間在籍	留学時也在籍扱い。休学も可能。
合同協議会	無し。カリキュラムの調整等の課題は個別に協議	
教育形態	講義、演習、研究指導 など	
指導体制	特に規定は無い。各大学の教員により基本的な指導体制は分かれているが、留学中においても本研究科指導教員による研究のアドバイス等をメール等により行う場合がある。	
成績評価	International Education and Development については、University of Sussex の学内規程に基づいて実施。教員間の相互評価等は行っていない。	
修了要件	180 credits 取得、修士論文の審査及び最終試験の合格、1 年以上の在籍	30 単位取得（演習 8 単位、講義 22 単位）、修士論文の審査及び最終試験の合格、2 年以上の在籍 ※修士（国際学）及び修士（経済学）には個別の必要要件有
単位互換	－	University of Sussex で取得した単位のうち 10 単位を上限に単位認定可
学位審査	学内規程に基づいて審査	学内規程に基づいて審査
学位	MA in International Education and Development	修士（国際学）、修士（経済学）、修士（法学）、修士（政治学）のいずれか
	学位記への DD コース修了の記載無し ディプロマ・サブリメント添付無し	学位記への DD コース修了の記載無し ディプロマ・サブリメント添付無し
評価・ 質保証	内部質保証 QAA による第三者評価	自己点検・評価、認証評価等



学費等	授業料 £ 14,800/年	授業料 535,500 円/年 不徴収協定無し。学費支援無し。
学生支援	事前の英語学習などは可能性有り	特になし
情報公開	既存コースとして、大学 HP でプログラム等を公開。DD に関する記載はない。 http://www.sussex.ac.uk/study/pg/2016/taught/1991/33172	研究科 HP でプログラム、申請方法等の情報を公開 http://www.edu.kobe-u.ac.jp/gsics-doubledegree/agreement/england/sussex.html
JD	今のところ JD に移行する予定はない。	
回答者	Mr. Peter Boddy International Partnership Officer International Office, University of Sussex	国際協力研究科（事務部総務係）

(c) University of Sheffield × 東北大学における博士課程 DD

<大学基本情報>

項目	University of Sheffield 	東北大学 
創立	1905 年	1949 年
区分	国立大学	国立大学
学生数	学部生 18,620 名/院生 7,980 名	学部生 11,126 名/院生 6,705 名
学部等	Faculty of Arts and Humanities, Faculty of Engineering, Faculty of Medicine, Dentistry and Health, Faculty of Science, Faculty of Social Sciences, International Faculty-City College, Thessaloniki	文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、農学部、文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部
備考	ラッセル・グループ（英国の大規模研究 方大学連合）の一員。日本研究のパイオ ニアとしても知られた大学。	スーパーグローバル大学等事業「スーパーグ ローバル大学創生支援」（タイプ A トップ型）採 択校

<DD の実施内容>

項目	University of Sheffield 	東北大学 
設置	2009 年 DD コース設置	
根拠	大学間協定（2009 年締結、5 年ごとに更新） 部局間 CNDC 覚書（2009 年締結、3 年ごとに更新） 対象人数、教員配置、教育研究内容、学生評価、学位取得要件、学生に対する責任、業務運	

	<p>営、経費配分、授業料の取扱い等を記載。覚書には、上記の内容に加え、学位取得要件、知的所有権等の内容も記載。</p>	
参画学部	<p>School of East Asian Studies, Faculty of Social Sciences</p>	<p>法学研究科</p>
コース名	<p>国際共同博士課程コース (CNDC: Cross-National Doctoral Course)</p>	
コース内容	<p>国際共同博士コース (CNDC) は、シェフィールド大学東アジア研究科だけではなく、ハイデルベルク大学哲学部、リヨン高等師範学校、リヨン第2大学、延世大学校大学院政治学科、国立台湾大学法律学院、清華大学研究生院政治学科、清華大学大学院、中国社会科学院法学研究所、中国社会科学院政治学研究所と連携した法学及び政治学の分野（人文社会科学も含む）に係る共同博士コース。東北大学法学研究科は、毎年連携機関から全体で約5名の大学院生を受け入れている。主に法学・政治学に関する研究を行っている。</p> <p style="text-align: center;">人材育成プログラム クロスナショナル・ドクトラル・コース</p> <p style="text-align: center;">東北大学法学研究科 HP 掲載図（一部筆者編集）</p>	
	<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; text-align: center;">クロスナショナル・ドクトラル・コースの特長</div> <ol style="list-style-type: none"> <li style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">1. ダブル・ディグリー取得に至る履修体系 <li style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">2. 東北大学と海外パートナー機関による共同指導・運営体制 <p style="margin-left: 20px;">eg. 日本と海外の2人の共同指導教員 学生チューター・テュートリアル 国際的なクロスナショナル・ドクトラル・コース推進運営委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px;">3. 英語によるスクーリング、研究会、英文論文の作成 <p style="text-align: center;">東北大学法学研究科 HP 掲載図（一部筆者編集）</p>	
DD の目的	<p>国際的に活躍できる研究者や高度専門職人材の養成</p>	
定員	<p>派遣・受入れ各上限3名/年</p>	<p>派遣・受入れ各上限3名/年（日英間）</p>

		(法学研究科博士後期課程入学定員 20 名) 日本人学生は法政理論研究専攻に所属。CNDC 連携機関への留学も可能。
実績	派遣 8 名、受入れ 1 名 (うち DD 取得者 6 名)	派遣 1 名、受入れ 8 名 (うち DD 取得者 6 名)
応募資格 選抜方法	<p style="text-align: center;"><派遣> →</p> 1 年次に PhD Confirmation Review を完了した学生 東北大学法学研究科へ直接応募	<p style="text-align: center;">← <受入れ></p> 連携機関に在籍(見込み)の学生等 研究計画書等を基に、書類審査、口述試験を行い受入れ学生を決定
	<p style="text-align: center;">← <受入れ></p> 研究計画書や語学力等を勘案して個別に審査	<p style="text-align: center;">← <派遣></p> 日本人学生が CNDC 連携機関への留学を希望する場合は、指導教員推薦の下、CNDC 運営委員会により決定、教授会での承認後、連携機関で入学試験を受ける。
学籍	学生は派遣元の大学には 3 年間在籍。	
	派遣：派遣学生の 2 年時は在籍扱い(フィールドワーク) 受入れ：受入れ学生の 2 年時は在籍、3 年次(帰国時)も在籍扱い	受入れ：受入れ学生の 2 年時は在籍、3 年次(帰国時)も在籍扱い 派遣：派遣学生の 2 年時は在籍留学
合同協議会	無し。カリキュラムの調整等の課題は個別に協議。東北大学内には、プログラムに係る意思決定組織として CNDC 運営委員会等が設置されている。	
教育形態	研究指導、講義、セミナー、グループワーク、その他必要に応じてトレーニング	研究指導。派遣元に戻った学生の受入先指導教員は、主にメールやビデオ通話等オンラインサービスを利用して研究指導を行っている。
指導体制	両大学の正副指導教員による共同指導体制	
成績評価	成績については、博士課程においては、そもそも credit transfer などとはしておらず、各機関が、滞在中に取得した単位をそのままそれぞれの学位取得要件の一部として認定しているため、特段の相互チェックはしていない。	
修了要件	博士論文の審査及び最終試験の合格、2 年以上の在籍	論文指導 8 単位取得、博士論文の審査及び最終試験の合格、2 年以上の在籍
単位互換	—	—
学位審査	1 本の博士論文を合同審査。東北大学の審査委員(正副指導教員を含む)2 名以上とシェフィールド大学側の審査委員(外部審査委員)1 名の計 3 名以上で合同審査を行う(シェフィールド大学の指導教員は審査会に入らない)。審査会では、各機関の基準を協議、融合させた統合的基準が用いられる。審査会においては、実質的に共同で、審査報告書が執筆される形になるので、実質的に融合された基準で審査。現在のところ、一方の大学のみから学位が授与され、他方からは学位は授与されなかった、という食い違う評価になったケースはな	

	い。ただし、各機関に対して成績を報告する際においては、それぞれの慣習があるので（例えば、ある機関は 60 点を平均とするのに対し、別の機関は 80 点を平均とする、など）、絶対値としては、違う成績が報告されることはありうる。	
学位	PhD-East Asian Studies	博士（法学）
	学位記への DD コース修了の記載無し。ディプロマ・サプリメントも添付しない。	
評価・ 質保証	内部質保証 QAA による第三者評価	自己点検・評価、認証評価等
学費等	入学金、授業料等は派遣元の大学へ支払う。	
学生支援	受入れ学生への授業料非徴収等	CNDC 学生は Research Assistant として雇用（約 130,000 円／月）。また、年間上限 100,000 円の研究費支給。
情報公開	大学 HP にコース概要等の情報、東北大学のリンク先を掲載。 https://www.sheffield.ac.uk/seas/researchdegrees/doubledegree	大学 HP にコース概要、募集要項等の情報を公開・掲載。 http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/about/cn dc/
JD	複数の連携機関との協力を念頭に置いていること等を鑑み、今のところ JD への発展は考えていない。	
回答者	Prof. Glenn D. Hook Professor of School of East Asian Studies, Faculty of Social Sciences, University of Sheffield	東北大学大学院法学研究科 CNDC 運営委員会委員長 森田 果 教授 法政実務教育研究センター国際交流支援室 三隅 多恵子 講師 教務係 関谷 卓生 係員

5. 考察

ここまで、国際共同学位プログラム、とりわけ JD について日本と英国（一部欧州含む）における制度や具体的な取組事例を紹介してきた。本章では、その調査結果を基に、プログラムそのものの在り方や、両国において JD を設置・運営する際の留意点や課題について考察を加えたい。

(1) 異なる定義と背景

JD、DD 及びデュアル・ディグリーなど、様々なプログラムが混在する現状を鑑み、定義について触れておきたい。「2. 定義」の表 1 で示したように、今回、一先ず JD については、日本、英国（欧州）において共通の定義がなされていることを確認できたものの、全体的な分類方法、その他のプログラム（DD 及びデュアル・ディグリー）の定義が異なることが分かった。日本のように、学位（の数）に重点をおいて JD /（「/」は仕切りを意味す

る。) DD・デュアル・ディグリーと分類する方法、英国(欧州)のように教育プログラムに重点をおいて JD・DD/デュアル・ディグリーと分類する方法である。これは、「単一の学位＝共同教育プログラム」という原則で法整備を進めた日本に対して、1987年のエラスムス計画以降、各国の法制が異なる中で国際教育連携を推し進めてきた欧州という背景が大きく影響しているものと思われる。一方、注釈7で示した IIE の国際調査では、日本と同様の分類がなされている。国際共同学位プログラムの名称(JD、DD、デュアル・ディグリーなど)は、それ自体で教育プログラムの在り方を想起させるものであるから、学生、社会に対する説明責任という観点からも、国における定義の違いを認識した上で慎重に使用する必要がある。

また、英国は法制上 JD が認められているが、例えば英国に海外の第三国を加えたコンソーシアム型で国際共同学位プログラムを構築する場合、国によっては、国際共同教育プログラムは設置できるものの法制上単一の学位記が認められない場合もあり(今回事例として取り上げた University of Kent の JD のうち、Eötvös Loránd University (ハンガリー) のケース。このような法制下の大学と国際共同学位プログラムを構築する場合、外形上 JD との区別が難しい JD 型 DD³²になる可能性がある)、今後、様々な事例を積み重ねていく中で、より仔細な定義、法制上の整備が必要になるだろう。

(2) 設置に当たって留意すべき制度と基準等の違い



「4 (1) JD 制度」において一連の基準、評価等を参照したが、英国では国による事前の設置認可審査はなく、QAA による第三者評価も実態としてはかなり限定されている印象を受けた。クオリティー・コード等で仔細に基準を示しているものの、最終的には機関の自立的判断に任せ、運用の幅が広いのではないかと推定される(ただし、第三者評価のシステムが 2013 年に変更されたばかりであること、参照文書が発行されて間もないことから、これから少しずつ変わる可能性は否定できない)。僅か数事例の結果だが、今回調査協力いただいた方々に第三者評価の話をうかがったものの、詳細を把握しておられる方はほとんどいなかった。このため、日本と英国の大学間における JD の設置・運営に当たっては、クオリティー・コード等のもとより、(今回深く掘り下げることができなかったが)英国側機関の内部質保証、内部承認プロセスにも留意する必要があるだろう。

一方で、日本の場合は設置認可審査が厳格に行われ、大学設置基準等でも数値的な制約が多いことから、早い段階から両機関で基準等を照合し、その把握に努めるとよい。

なお、両国の基準等には合同委員会の設置など共通する部分が多いが、一部、一方の国にしか記載がなく、かつ相手方にも影響があると思われる項目があったので、その主な項目を以下に紹介したい(表 10 参照)。

³² http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/036/siryo/_icsFiles/afieldfile/2014/03/10/1344760_4.pdf (平成 28 年 2 月 18 日アクセス) 15 頁参照

表 10：日本と英国における JD 設置に係る基準等の比較

日本にあって英国にない項目 	英国にあって日本にない項目 
<p><大学設置基準等（抜粋）>※その他の設置基準も適宜参照（国際連携学科の設置）</p> <p>第 50 条第 3 項 <u>国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部</u>の収容定員の 2 割（1 の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の 2 割）を超えない範囲で定めるものとする。</p> <p>→（筆者補足）大学院設置基準第 35 条第 3 項も同内容。（国際連携学科に係る卒業の要件）</p> <p>第 54 条第 1 項 <u>国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項又は第四項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上（薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。</u></p> <p>→（筆者補足）大学院設置基準第 33 条も類似の内容。英国の研究主体の修士課程、博士課程では、学生は講義等を受講せず、研究プロジェクトに参画しながら研究を進めていくことになるため、単位（credit）という概念がない場合もある。</p>	<p><クオリティー・コード（抜粋）></p> <p>Part A:学術水準の設定と維持</p> <p>A3 章:学術水準の確保と学位・資格授与の成果ベース型アプローチ</p> <p>期待事項 A3.4 公に対しても説明責任を果たすために、学術水準の設定、維持に係る重要な段階で、<u>外部の独立した専門家から以下の点について助言を受けること</u>、(1) 英国の（最低限の）学術基準が設定・実施・達成されているか否か、(2) 機関の学術水準が適切に設定・維持されているか否か。</p> <p>Part B:学術（教育）の質の保証と向上</p> <p>B5 章:学生参画</p> <p>期待事項 B5 <u>全ての学生を、教育を保証し、向上させるためのパートナーとして、個人で、また団体で関与させること。</u></p> <p>→（筆者補足）英国においては、学生（団体）は QAA の第三者評価にも参画するなど、関与の度合いが日本に比べて大きい。</p> <p>B7 章:外部審査</p> <p>期待事項 B7 <u>外部審査員を活用すること。</u></p>

※今回は取り上げないが、注釈 21、22、23 の制度についても日本側は留意が必要だろう。

(3) 日本と英国の大学間における JD の展望

今後、日本と英国の大学間で JD の取組は進んでいくだろうか。そもそも JD とは何かと考えた場合、単一の学位記の授与等法制上の制約をうける問題はさておき、共同で設計された体系的なプログラム、共同の運営・指導體制（教員組織、運営組織、研究指導體制等）、共通の基準・プロセス（学位資格授与、単位認定、モニタリング・レビュー等）など、極論すれば全てを一つにしてく過程に等しい。仮に、日本の大学設置基準等及び JD 等ガイドライン、英国のクオリティー・コード及びその参照文書を全て遍く満たそうと思えば、もはや大学を統合して、どちらかを海外キャンパスにした方が早いだろう。このような取組は、「1. はじめに」で触れたように、加盟国間における高等教育の国際連携を目的とした 1987 年のエラスムス計画、1999 年のボローニャ宣言を契機に、一つの欧州高等教育圏（EHEA）を志

向した EU の取組として発展してきたものと思料される。

では、日本の大学があえて英国の大学と JD を実施する意義は何か。「4 (2) ①英国と欧州の大学間の JD」で取り上げた 2 つの取組のように、もはや一国では解決できない世界規模の課題を国際的な環境で共修することも一つの答えであり、JD ではないが、「4 (2) ②英国と日本の大学間の DD」で取り上げた取組のように、最新の知見を実地・実践で学ぶこと（予断だが、私の所属大学（長崎大学）の熱帯医学研究所山城ベトナム拠点長のキャッチフレーズ「狩りをするならサバンナへ行け！」と相通ずるものがある）³³、教育連携を通じて国際（研究）連携を深め、ひいては国際人の養成を図るという答えもある。重要なことは、学生に留まらず教職員も含めて双方向性があるか、対等で双方に有益な関係性があるか、つまり、EU が目指す欧州次元に参画しつつも日本の大学、高等教育機関としての主体性が残されていることだろう。

筆者の予想では、英国の高等教育機関の標準的修業年限は、学士課程 3 年、教育修士課程 1 年（研究主体の研究修士課程は 2 年）と日本のそれよりも短く、その利点を活かした DD の取組は今後も増えていくものと思われる。一方で、既存の DD が JD へ移行するか、新たな JD が増えていくか、という点について、筆者は前向きな見解を持たない。JD、DD、デュアル・ディグリーなど様々な選択肢が残され、大学が柔軟に、臨機応変に国際教育連携を深めていける環境が続くことを期待したい。

6. 謝辞

昨年 4 月よりロンドン研究連絡センターで働き始めて以来、英国の高等教育事情に触れるうちに、もはや口癖のようになってしまった言葉がある。「英国の高等教育はビジネス」という言葉である。各大学は、数百にのぼるコースや、まるで一石二鳥とでも言わんばかりに Combined Degree（日本で言うダブルメジャー）を提供し、Taught と呼ばれる 1 年間の教育修士課程の下には、毎年多くの留学生が集められては心太式に社会に輩出されていく。キャンパス内には寄付によるインフラ増設が目立ち、時に公平性との関係で問題となることもあるが、とにかく英国の高等教育全体が収益を挙げることにやっきになっている。それもそのはず、政府（高等教育財政会議（HEFCE））が高等教育機関に配分する交付金（日本で言う運営費交付金）は、このわずか 5 年間のうちに全体で 5 割近く、教育交付金に至っては 7 割以上削減³⁴され、頼れるものは外部資金、とりわけ留学生からの授業料収入に他ならない。学生募集でよく使われるグローバル、多様性（Diversity）という言葉は一見美しいものの、その実態やいかに。そう、英国の高等教育機関は学術研究とビジネスの狭間で喘いでいる。

赴任当初は、政府の方針を踏まえて我々高等教育機関がいかに JD を具体化するか、という前進ありきの考えだったが、英国の高等教育機関の実情を知るにつけ、JD の推進に不安を覚えたことは言うまでもない。確かに、それは英国高等教育の紛れも無い一面である。一方で、

³³ <http://www.tm.nagasaki-u.ac.jp/vietnam/archive/message/message2.html>（平成 28 年 2 月 29 日アクセス）

³⁴ 詳細は JSPS London ニュースレター No.46 「英国学術調査報告」参照（http://www.isps.org/newsletter/JSPSNL_46L.pdf）

今回調査にご協力いただいた教職員の方々、とりわけ、英国と日本の大学間の DD に関わっていらっしゃる先生方からは、研究者としての気概と教育に対する熱意をひしひしと感ずることができた。これは、各先生方の研究者・教育者としての姿勢もさることながら、これまで日本の先生方と築いてこられた協力関係、信頼関係によるところが大きいのだと思う。

海外に比べて、日本の教育・研究レベルが必ずしも劣っているとは言いがたく、勝っている部分もある中で、国際共同学位プログラムの設置は必須ではないかもしれない。費用対効果を考えれば、むしろ高コスト、高負担の取組に入るだろう。一部にはディグリー・ミルと批判する意見もある。それでもなお、英国との国際共同学位プログラムが大学教育にとって必要不可欠であり、設置に向けて検討を進める必要がある際は、本報告書が少しでもその一助となれば幸いである。1年間の海外研修の成果としてこのような形で報告書にまとめさせていただいたが、気力を尽くしたものの、内容としては総花的になり、制度及び取組全体の表層をすくう程度にしか調べ切れていない。当該報告書はあくまで参考資料と位置付け、根拠資料を自らの目で確認していただきたい。

最後に、日本学術振興会の国際学術交流研修に送り出してくださった長崎大学の関係者の皆様、国内研修でご指導いただいた国際事業部国際企画課の皆様、海外研修でご指導いただいた竹安センター長、大萱副センター長、松本前副センター長（東京大学）、現地スタッフのポリーさん、山田さん、この報告書の作成過程でお世話になった英国、日本の大学関係者の方々には、この場をお借りして心から感謝申し上げます。特に、竹安センター長には、英語によるプレゼンの作法や報告書の作成指導、物事の本質を見抜く視点、嗜み（教養）としてのワインなど、多くのことを教わった。センター長と過ごした面白おかしい英国生活を私は一生忘れることはないでしょう。大萱副センター長には、戦略的に、着実に歩を進めていく仕事術、先々を見通す広い視野や洞察力を身近で学ばせていただいた。また、松本前副センター長には、初めての海外生活を公私にわたりサポートしていただいた。その温かく穏やかなお人柄、全体最適を図る姿勢は見習うべきことが多かった。研修を通して学んだ多くのことを、大学職員として生きるこれからの 30 年にぜひ活かしていきたい。

そして、2年近くに及ぶ単身赴任を許し、支えてくれた愛する妻と子どもたちにも、この場を借りて心からの感謝の気持ちをおくりたい。